

東日本大震災により被害を受けられた皆様へ

「個人版私的整理ガイドライン」の利用で

住宅ローンなどが 免除されます!



本制度は被災された方の
生活再建を支援するための制度です。

(注)債務の免除には、一定の要件を満たすことが必要となります。

震災から5年以上が経過しましたが、
震災前からの住宅ローンにお悩みではありませんか?

家賃の支払いが
必要になって
住宅ローンの
返済が大変…。



住宅ローンの
返済が再開
されて大変…。

相談無料 まずは相談から

個人版私的整理ガイドライン運営委員会
コールセンター



0120-380-883

●岩手支部 ☎019-606-3622 ●宮城支部 ☎022-212-3025 ●福島支部 ☎024-526-0281

受付時間／平日 9:00～17:00

ガイドラインの利用による債務免除の事例は、裏面をご覧ください。

ホームページからも
アクセスできます。

私的整理ガイドライン

検索

<http://www.kgl.or.jp/>



金融庁



東北財務局

「個人版私的整理ガイドライン」の利用による債務免除の事例

ケース 1

Before Aさん(岩手県・男性)

東日本大震災で自宅が全壊。
仮設住宅に居住。
震災後も収入は変わらない。

ガイドライン利用前	資産	現金・預金	600万円
		(うち義援金等)	350万円
		自宅跡地	200万円相当
債務	住宅ローン		1,900万円

ガイドライン
ご利用で

After

200万円を返済し、残り1,700万円の免除を受け、生活再建に必要なお金と土地を残すことができた。



ガイドライン利用後			
資産	現金・預金		400万円
	(うち義援金等)		350万円
	自宅跡地		200万円相当
債務			0円

ガイドラインご利用で債務が**0**に!!

ケース 2

Before Bさん(宮城県・男性)

東日本大震災で自宅が全壊。仮設住宅に居住。
別の土地で家を再建予定。
震災後も収入は変わらない。

ガイドライン利用前	資産	現金・預金	200万円
		震災後に購入した土地	300万円相当
		自宅跡地	400万円相当
債務	住宅ローン		1,500万円

ガイドライン
ご利用で

After

自宅跡地の売却代金400万円を返済に回し、残り1,100万円の免除を受け、生活再建に必要なお金と土地を残すことができた。



ガイドライン利用後			
資産	現金・預金		200万円
	震災後に購入した土地		300万円相当
債務			0円

ガイドラインご利用で債務が**0**に!!

手続きの流れ

1
相談

個人版私的整理ガイドライン運営委員会コールセンターや各支部に相談、または個別相談会に参加します。

2
専門家の紹介

ガイドラインの要件を満たす可能性のある方には、手続き支援のため、弁護士などの登録専門家を紹介します。登録専門家が、債務整理の申出に向けた書類の作成方法などについて支援します。

3
債務整理の申出

登録専門家の支援を受けて作成した必要書類を借入先に提出し、債務整理を申し出ます。債務整理の申出後は、債務の返済や督促は一時停止となります。

4
弁済計画書の提出

登録専門家とともに、弁済計画書を作成し、借入先に提出します。

5
弁済計画の成立

すべての借入先から同意が得られると弁済計画が成立し、弁済計画に従って借入れの免除などが行われます。

「個人版私的整理ガイドライン」を利用するメリット

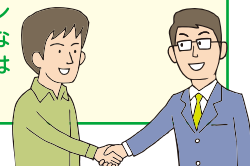
1 生活再建に必要な資産(500万円・義援金等)は手元に残せます!

(注)被災状況、生活状況などの個別事情により減額があり得ます。

2 弁護士などの登録専門家が手続きをサポート! さらに費用は無料!

3 債務整理したことは個人信用情報として登録されません!

※金融機関等がガイドラインの利用を理由として新たな借り入れを制限することはありません。



相談
無料

個人版私的整理ガイドライン運営委員会

コールセンター



0120-380-883

●岩手支部 ☎019-606-3622
●宮城支部 ☎022-212-3025
●福島支部 ☎024-526-0281

受付時間
平日 9:00~17:00